**入社祝い金合意書**

　●●株式会社（以下、「甲」という。）と●●（以下、「乙」という。）は、乙が甲に令和●年●月●日から入社するにあたり、甲は乙に対して、入社祝い金を下記の条件で支給することに合意した。

記

**第１条（支給額）**

　甲は、乙に対して、入社祝い金として、●万円を支給する。

**第２条（支給時期）**

　甲は、乙に対して、前条の金員を次の時期及び額で振込む方法により支給する。

（１）乙の入社日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●万円

（２）乙が試用期間を経て本採用された後最初の賃金支給日　　●万円

　ただし、いずれの場合も、甲は源泉徴収した金員を乙に支払い、振込手数料は甲の負担とする。

**第３条（不支給要件）**

　甲は、乙が次の場合に該当する場合は、入社祝い金を支給しない。

1. 乙が入社前に内定を辞退した場合など甲に入社しない場合
2. 乙が前条（２）の時期に甲に在籍しない場合

**第４条（返還を要する場合）**

　乙が入社祝い金を受領した後、●カ月以内に退職した場合、乙は、甲に対して、受領した入社祝い金を返還しなければならない。

以上